平成２８年（フ）第６４号
三重県度会郡南伊勢町東宮2179番地
債務者　山本　　光
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
岡山県倉敷市真備町市場2521番地
債務者　田尻　善則
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
岡山県総社市井尻野1721番地１　ウッディビレッジ203号
債務者　谷　美津代
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１８９号
岡山県倉敷市連島町鶴新田450番地１
債務者　藤田　雅樹
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第５６３号
北九州市八幡東区中央３丁目４番３―302号
債務者　鹿田　惠子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５８６号
北九州市小倉南区上石田１丁目６番13―104号
債務者　矢部　龍一
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５８９号
北九州市小倉北区篠崎２丁目22番14―101号
債務者　井上　義明
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６００号
北九州市小倉北区昭和町14番12―702号
債務者　荒木美和子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６０２号
北九州市門司区奥田３丁目７番５号
債務者　毛利　幸恵
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６０５号
北九州市小倉北区三萩野１丁目４番33―402号
債務者　酒井　優絵
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９０号
福岡県京都郡苅田町大字尾倉2990番地（なでしこ苅田館102号室）
債務者　藤澤　嗣憲
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
岩手県奥州市水沢区台町６番16号　Ｓｔｒｅａｍ　Ｓｔｙｌｅ310　Ｂ棟　316号室、旧住所岩手県奥州市胆沢区南都田字外記101番地
債務者　三澤　希尋
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第５６号
岩手県奥州市水沢区羽田町字洗田281番地１
債務者　菊池　安子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第１２０１号
さいたま市桜区栄和１丁目21番３号　第２ヒカリコーポ稲垣113、旧住所東京都渋谷区本町３丁目49番12号　キャッスルパレス西新宿203
債務者　鈴木　　勝
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４２号
埼玉県川口市並木１丁目26番３―407号　ウィンベルソロ西川口６
債務者　工藤　純一
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
長野市三輪９丁目６番10号　シャンポール本郷201
債務者　上原　幸恵
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１８号
佐賀県多久市北多久町大字小侍864番地１　ガーデンヒルズ　Ｂ―101号
債務者　櫻木　　純
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係